

平成28年 6月16日

株 主 各 位

大阪市鶴見区鶴見4丁目1番12号
株式会社 アサヒペン
代表取締役社長 田中 猛

「第70期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第70期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】(訂正箇所には下線を付しております。)

招集ご通知 30頁

個別注記表 5. 税効果会計に関する注記

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

(訂正前)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.28%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.05%となります。

(訂正後)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.28%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.05%となります。

以上